

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る 標準的手続の制定について

平成20年4月
農林水産省

1 趣旨

- (1) 我が国はWTO協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）に加盟しており、WTO協定の附属書の一つであるSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）を遵守する義務を負っているところです。SPS協定では「国際基準に基づいた措置をとるか、適切なリスク評価に基づいた措置をとらなければならない」と定められていることから、我が国は動物衛生に関する検疫措置をとる際には、国際獣疫事務局（OIE）が策定した国際基準（OIEコード）に整合した措置をとるか、OIEコードを考慮に入れた適切なリスク評価に基づいた措置をとる必要があります。
- (2) SPS委員会（衛生植物検疫措置に関する委員会）の議論を踏まえると、今後、輸入解禁に関する手続を輸出国に対して説明することが求められることは確実であり、米国、豪州等では既に手続を整備しています。しかし、我が国は動物及び畜産物の輸入解禁申請処理手続を定めていない状況にありました。
- (3) そこで今般、動物及び畜産物の輸入解禁申請の処理手続を定めることにより、手続の透明性を確保するとともに、リスク評価手続を位置づけることによって、我が国の措置の科学的根拠の強化を図ることとし、もって国際約束に整合させることを目的としたものです。

2 概要

我が国の動物衛生に関する検疫措置について定める家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき輸入検査の対象となる指定検疫物（同法37条）について、以下のとおり輸入解禁等に関する要請についての検討手続を定めました。

- (1) 輸出国から輸入解禁についての要請を受けた場合、当該要請の内容に応じた質問票を作成・通知し、回答を受け付けたときには、その旨を要請国に通知するとともに、農林水産省ホームページで公表します。
- (2) 必要な場合には要請国の家畜衛生管理体制の評価を行い、リスク評価のために活用します。また、必要でないと認める場合を除き、当該要請に係るリスク評価を行い、その結果を要請国に通知するとともに、農林水産省ホームページで公表します。
- (3) 当該要請に係るリスク評価の結果に基づき、適当と認められる場合は、所要の省令改正等を行った上で、家畜衛生条件を決定し、要請国に対し通知するとともに、農林水産省ホームページで公表します。

3 施行日

平成20年4月1日

4 意見公募結果

平成20年1月18日から2月16日までの期間、農林水産省ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民等から意見・情報の募集をいたしました。その結果、募集期間において、当該案に対する御意見等は寄せられませんでした。

農林水産省訓令第13号

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続を次のように定める。

平成20年3月31日

農林水産大臣 若林 正俊

我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続

(目的)

第1条 この訓令は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第37条に定める指定検疫物について、要請国から輸入に関する要請を受けた場合の農林水産省における検討に係る標準的手続を定めることにより、国際的な基準を考慮しつつ、手続の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 「動物検疫当局」とは、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び動物検疫所をいう。
- (2) 「家畜衛生条件」とは、指定検疫物の輸入に際し、動物検疫上の観点から、我が国が相手国に求める条件をいう。
- (3) 「要請国」とは、指定検疫物について我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しくは改訂を希望する旨を要請した国をいう。
- (4) 「質問票」とは、要請国からの要請を検討するために必要な情報の提出を相手国に求めるため、当該情報の項目を列挙した文書をいう。
- (5) 「リスク評価」とは、監視伝染病の病原体が我が国に侵入、定着及びまん延することにより家畜衛生上及び経済上の影響が生じる蓋然性並びにその予想される影響の程度についての評価をいう。
- (6) 「農林水産省ホームページ」とは、農林水産省が運営するホームページをいう。
- (7) 「家畜衛生管理体制」とは、要請国の政府が直接に又はその指導の下、家畜の伝染性疾病の発生状況の監視その他の動物衛生に関する措置を実施する体制をいう。

(要請の受付)

第3条 指定検疫物について我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しく

は改訂を希望する国が、動物検疫当局に対し、その旨を要請してきた場合には、動物検疫当局は、要請国に対し、当該要請の内容を確認するとともに、当該要請を受けた場合の農林水産省における検討の手続を説明するものとする。また、当該要請の内容に応じた質問票を作成し、要請国に送付するものとする。

- 2 要請国から当該要請に係る書簡及び質問票の全ての項目に対する回答（以下「要請文書」という。）が提出された場合において、当該要請文書に不備があると認めるときは、動物検疫当局は、その補正を求めるものとする。
- 3 動物検疫当局は、当該要請文書に不備がないと認めるときは、当該要請文書を受け付け、要請国にその旨を通知するとともに、要請国、要請文書を受け付けた日及び要請に係る指定検疫物を遅滞なく農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

（家畜衛生管理体制の評価）

第4条 動物検疫当局は、必要な場合には、要請国の家畜衛生管理体制の評価を行うものとする。

- 2 動物検疫当局は、前項の評価の過程で、情報が不十分又は新たな情報が必要と認められた場合には、要請国への資料の要求、現地調査等の方法により当該情報の収集に努めるものとする。
- 3 動物検疫当局は、第1項の評価の結果を、農林水産省における検討に活用するものとする。

（リスク評価）

第5条 動物検疫当局は、監視伝染病の病原体が不活化されていることが明らかな場合その他の当該要請に係るリスク評価を行う必要がないと認められた場合を除き、リスク評価を行うものとする。

- 2 動物検疫当局は、リスク評価の過程で、情報が不十分又は新たな情報が必要と認められた場合には、要請国への資料の要求及び現地調査等の方法により当該情報の収集に努めるものとする。

（要請の評価の結果の通知）

第6条 動物検疫当局は、当該要請についてのリスク評価を終了したときは、その結果を要請国に通知するとともに、その概要を農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

（家畜衛生条件の決定）

第7条 動物検疫当局は、リスク評価を行った場合においては、その結果に基づき、適当と認められる場合は、法に基づく農林水産省令の改正その他の所要の措置を行った上で、家畜衛生条件を決定し、要請国に対し通知するとともに、家畜衛生条件を設定した旨を遅滞なく農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。また、我が国への輸入解禁又は家畜衛生条件の設定若しくは改

訂を行うことが適当と認められない場合にあつては、要請国に対しその理由を通知するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、施行日前に要請文書を受け付けた要請及び食品安全委員会が食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条に規定する食品健康影響評価を行う要請には、適用しない。

家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）

第三十七条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

- 一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
- 二 穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草
- 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物

2 （略）

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年五月三十一日農林省令第三十五号）

（指定検疫物）

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる動物及びその死体
 - イ 偶蹄類の動物及び馬
 - ロ 鶏、うずら、だちよう及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
 - ハ 犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
 - ニ 兎（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
 - ホ みつばち（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
- 二 鶏、うずら、だちよう、七面鳥及びかも類の卵
- 三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

- 四 第一号の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
- 五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- 六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン
- 七 第四十三条の表の上欄に掲げる地域（その地域に属する諸島を含む。）から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草
- 八 法第三十六条第一項 ただし書の許可を受けて輸入する物